

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

平成19年2月1日

条例第4号

(職員の定義)

第1条 この条例で「職員」とは、広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する一般職の職員（臨時的に任用される者を除く。）をいう。

(定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合長の事務部局の職員 46人
- (2) 議会の事務部局の職員 6人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 6人

2 前項第2号から第4号までに規定する職員は、同項第1号の職員がこれを兼ねることができる。

(定数の配分)

第3条 前条第1項に規定する職員定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者の定めるところによる。

(定数外)

第4条 休職中の職員は、第2条第1項の規定による定数外とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月4日条例第3号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月16日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月15日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月14日条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月4日条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月12日条例第1号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月22日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。